

## 議案第75号

### 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について

次のとおり県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決（平成4年3月19日議決）の一部を変更し、平成26年度分の市町村負担金から適用することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
		県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金			県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金
		市町村負担金の額			市町村負担金の額

事業名	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
略		
23 農業体質強化 基盤整備促進事業 (彦名地区)		工事費の100分の13に 相当する額
24 県営農業水利 施設保全合理化 事業	工事費の100分の10 に相当する額	
25 略		
備考 1～5 略		
事業名	土地改良事業に該当するもの	土地改良事業に該当しないもの
略		
23 農業体質強化 基盤整備促進事業 (彦名地区)		工事費の100分の13に 相当する額
24 略		
備考 1～5 略		